

## 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面、および目論見書の内容をよくお読みください。

### **クーリング・オフの適用について**

当ファンドのお取引に関しましては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。

### **手数料など諸費用について**

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お申込手数料、信託報酬などお客さまにご負担をいただきます諸経費の合計額、および種類毎の金額については、実際のお申込金額、保有期間等に応じて異なる場合がありますので、表示することができません。

### **【当ファンドに係る金融商品取引契約の概要】**

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

### **【当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要】**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行なわれる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部（ご注文の投資信託等の受渡日までに清算される代金を含みます）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。（前金制）
- ・ご注文いただいたお取引の取消は、当社が指定する時刻\*までにお客さまご自身でおこなっていただく必要があります。  
\* 当社が指定する時刻については、目論見書に記載する申込日、申込時刻とさせていただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合は（法令に定める場合を除きます。）には、「取引報告書」をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）
- ・投資信託等（前金商品）の取引のご注文を出された後に、最大買付可能額を利用して株式等の買付のご注文を出された場合には、約定・未約定の如何に関わらずお預り金（銀行自動引落サービスでのご入金を除く）は株式等の買付のご注文に対して優先して拘束されます。その結果、当社が定め

る時刻\*に投資信託等(前金商品)買付可能額が不足した場合、投資信託の買付のご注文は前金条件を満たさないこととなり取消させていただきます。

- ・ 与信口座を開設されているお客様の場合には、当社が定める時刻\*において引出可能額等が無い場合には、投資信託の買付のご注文は前金条件を満たさないこととなり取消させていただきます。

\* 当社が定める時刻とは、目論見書に記載する買付日の18:30となります。

### 【当ファンドのお取引に係るその他ご留意事項】

- ・ 換金に関しては、公社債投資信託(MMF、中期国債ファンド等)を除き、解約請求のほか、買取請求に応じる場合があります。
- ・ ファンドにより、1日当たりの換金金額が制限される場合があります。
- ・ 換金により受益権の総口数が一定水準を下回った場合には、繰上げ償還される場合があります。
- ・ 千円積立(定期積立)をご指定の場合には、買付の取消には千円積立(定期積立)契約の解除または中止を必要とします。千円積立(定期積立)契約解除または中止前に、千円積立(定期積立)として発注された買付申込は取り消しを行うことが出来ないものといたします。

### 【当ファンドの販売会社の概要】

商号等	カブドットコム証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号
所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館6F
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先:0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。
設立年月	平成11年11月19日
資本金	71.96億円(平成22年8月31日現在)
主な事業	金融商品取引業
連絡先	0120-390-390(フリーコール) 03-6688-8888(携帯・PHS)

以上

(平成22年10月)